

職業訓練実施計画（平成22年度）の概要

※ 下線部が昨年度計画からの変更点

1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間）中における国が実施する公共職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な公共職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

【参考】

○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第15条の7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第1項ただし書きに規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第4条の2 法第15条の7の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

2 労働市場の動向

○雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、地域差はあるが全国的には、依然として厳しい状況である。また、労働力需給のミスマッチは依然として大きい。
- ・ 特に、若年者については、新規学卒者の就職環境は非常に厳しい状況にあり、完全失業率も依然として高水準で推移。また、フリーター数については、平成21年には6年ぶりに増加しており、ニート状態にある若年者もいまだに多い状況である。こうしたことから、今後の我が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的実施が必要。
- ・ ジョブ・カード制度（フリーター等の正社員経験の少ない者を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発、課題の明確化や、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめて就職活動等に活用する制度）を推進し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要。

○経済のグローバル化及びIT技術等の進歩。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた団塊の世代の熟練技能者が徐々に引退過程を迎えているため、現場の中核となる人材育成が重要

○障害者

- ・ 新規求職申込件数が年々増加。
- ・ 「障害者基本計画」に基づく、障害者の社会参加への支援が必要。

- ・ 福祉から就労への移行を促進するため、職業能力開発の機会の拡大を図り、障害者の職業安定を図ることが必要。
- 母子家庭支援施策や生活保護制度について、本人の自立・就労を総合的に支援する制度が必要。

3 実施する職業訓練の対象者及び主な取組

(1) 離職者訓練

○ 対象者数

202,300人（内委託訓練実施分170,700人）

※ 委託訓練のうち、4,800人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する訓練として、46,500人については、フリーター、子育て終了後の女性等これまで職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する日本版デュアルシステム等として、2,200人については母子家庭の母等に対して、職業訓練の受講を円滑にするための講習と組み合わせた職業訓練として実施。

※ 平成21年度計画 173,300人（内委託訓練実施分 141,800人）

○ 主な取組

- ・ 地域の離職者及び企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。
- ・ 母子家庭の母、刑務所を出所した者等の求職者に対する特性に応じた訓練を実施。

○ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

- ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
- ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。
- ・ 職業紹介機関との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援。
- ・ 安定的な雇用の実現のため、長期間の職業訓練を積極的に設定。
- ・ 就職実績に応じ委託費を支給。
- ・ 求人企業の具体的なニーズに即した職業訓練の実施を推進。

(2) 在職者訓練

○ 対象者数

57,000人

※ 平成21年度計画 57,000人

○ 主な取組

- ・ 産業構造の変化等に対応した高度な技能及び知識の習得。

○ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で訓練科の設定、個々の事業主の具体的なニーズに即し実施方法等の改善。

(3) 学卒者訓練

○ 対象者数

5,900人

※ 平成21年度計画 6,300人

○ 訓練の内容

- ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成。

- 効果的な学卒者訓練の実施のための取組
 - ・ 産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。
 - ・ 就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、内容等の見直しを図る。

(4) 障害者に対する職業訓練

- 対象者数

13,200人（内委託訓練実施分 9,600人）

※ 平成21年度計画13,200人（内委託訓練実施分 9,600人）
- 主な取組
 - ・ 一般の公共職業能力開発施設において公共職業訓練を受けることが困難な重度障害者等を障害者職業能力開発校において積極的に受け入れる。
 - ・ 受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練の一層の推進。
 - ・ 都道府県職業能力開発校において平成19年度から実施している発達障害者を対象とした公共職業訓練を推進。
 - ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズに対応した公共職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社、社会福祉法人等の委託訓練を引き続き推進。また、都道府県及び政令指定都市において、福祉施設や特別支援学校等関係機関との連携体制を確立。
- 効果的な公共職業訓練の実施のための取組
 - ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見直す。
 - ・ 訓練科の定員の充足状況や修了者の就職状況が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で訓練内容等の見直しを図る。
 - ・ 職業紹介機関等との連携の下、公共職業訓練の開始時から計画的な就労支援を実施。
 - ・ 都道府県障害福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ障害者福祉施策との密接な連携を図る。

4 公共職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

- 関係機関との連携

公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との調整を行う。
- 受講生の能力及び適正に応じた公共職業訓練の実施

公共職業能力開発施設は、キャリア・コンサルティング等を活用することにより、受講者の能力及び適正に応じた公共職業訓練を実施。
- 公共職業訓練の委託先への就職指導等の実施

公共職業能力開発施設は、巡回就職支援指導員を活用し、委託訓練の就職率の向上を図る。

※ 訓練実施計画数は、都道府県で実施する公共職業能力開発施設内での訓練は除く。

平成22年度 公共職業訓練計画数

	合計	雇用・能力開発機構	都道府県
離職者訓練	215,601	65,503	150,098
うち施設内	44,854	31,583	13,271
うち委託	170,747	33,920	136,827
在職者訓練	128,249	57,000	71,249
学卒者訓練	23,535	5,900	17,635
合計	371,784	128,403	243,381

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託訓練のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分4,399人を含む。

平成21年度 公共職業訓練計画数(当初)

	合計	雇用・能力開発機構	都道府県
離職者訓練	187,194	95,433	91,761
うち施設内	45,435	31,583	13,852
うち委託	141,759	63,850	77,909
在職者訓練	127,538	57,000	70,538
学卒者訓練	24,506	6,270	18,236
合計	344,315	158,703	185,612

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 都道府県の委託訓練については、厚生労働省からの委託訓練のみを計上。

注3 障害者訓練は除いている。

注4 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注5 都道府県の合計数には、都道府県委託訓練の外数である都道府県単独委託分5,077人を含む。

平成22年度 障害者訓練計画数

	国立障害者校等	県立・県営障害者校
離職者訓練	11,610	380
うち施設内	2,610	380
うち委託	9,000	0
在職者訓練	1,550	0
うち施設内	1,000	0
うち委託	550	0
合計	13,160	380

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注3 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

平成21年度 障害者訓練計画数(当初)

	国立障害者校等	県立・県営障害者校
離職者訓練	11,620	380
うち施設内	2,620	380
うち委託	9,000	0
在職者訓練	1,550	0
うち施設内	1,000	0
うち委託	550	0
合計	13,170	380

注1 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数。

注2 職業訓練実施計画数では、10の位を四捨五入している。

注3 離職者訓練の施設内分には、一般校を活用した職業訓練を含む。

離職者訓練の実施状況(平成21年度)

年度	合計		雇用・能力開発機構 ※1		都道府県 ※2	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設内	45,435人	39,887人	31,583人	27,221人	13,852人	12,666人
	《+5,333》	[87.8%]		[86.2%]		[91.4%]
委託	173,836人	109,493人	90,850人	54,594人	82,986人	54,899人
	《+82,138》	[63.0%]		[60.1%]		[66.2%]
合計	219,271人	149,380人	122,433人	81,815人	96,838人	67,565人
	《+87,471》	[68.1%]		[66.8%]		[69.8%]

※1 平成22年1月末現在

※2 平成21年12月末現在

※3 《 》は対前年度実績との比較

※4 []は執行率(%)

※5 都道府県の委託訓練については、都道府県単独委託分も含む。

※6 網掛け箇所が、「職業訓練実施計画」に係る計画数

※7 障害者訓練については、施設内訓練は平成22年9月のみの把握であり、現時点では実績把握は不可。

委託訓練は計画数9,000人に対して、実績5,681人、執行率63.1%(平成22年1月末現在)

障害者職業訓練の実施状況(平成21年度)

		合計		国立障害者校等		県立・県営障害者校	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
離職者訓練		12,000人 《+1,310》	5,681人 〔48.9%〕	11,620人	5,681人 〔48.9%〕	380人	－ 〔－〕
	施設内 ※1	3,000人	－	2,620人	－	380人	－
	委託 ※2	9,000人	5,681人	9,000人	5,681人		
在職者訓練		1,550人 《+550》	25人 〔1.6%〕	1,550人	25人 〔1.6%〕		
	施設内 ※1	1,000人	－	1,000人	－		
	委託 ※2	550人	25人	550人	25人		
合計		13,550人 《+1,860》	5,706人 〔42.1%〕	13,170人	5,706人 〔43.3%〕	380人	－ 〔－〕

※1 平成22年9月のみの把握であり、現時点では実績把握は不可

※2 平成22年1月末現在の実績

※3 《 》は対前年度実績との比較

※4 []は執行率(%)

離職者訓練・障害者訓練等の計画・実績の推移(H16'～)

(単位:人)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
離職者訓練	計画	248,044	213,571	196,460	163,792	157,537
	実績	191,321	187,093	171,284	141,779	131,800
障害者訓練※	計画	8,090	9,250	9,300	9,550	11,070
	実績	5,187	6,789	7,119	7,680	8,111
完全失業者数(年度平均)		313万	294万	275万	257万	265万
雇用保険受給者実人員 (年度平均)		682,046	627,837	583,255	566,666	606,686

※ 在職者訓練を除く

